

議案第 8 5 号	三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	特別職に属する常勤の職員の勤勉手当の支給率の改定と合わせて、市議会議員についても期末手当の支給額を改定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】

特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給額の改定と合わせて、市議会議員についても期末手当の支給額を改定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正内容】

- ① 第 1 条改正：12 月に支給する期末手当の支給額の改定（第 6 条第 2 項関係）

【現行】100 分の 220 ⇒ 【改正案】100 分の 200

	議員報酬	役職加算	改正前	改正後	差額(-)
議 長	623,000 円	100 分の 20	1,644,720 円	1,495,200 円	149,520 円
副議長	538,000 円	100 分の 20	1,420,320 円	1,291,200 円	129,120 円
議 員	490,000 円	100 分の 20	1,293,600 円	1,176,000 円	117,600 円

- ② 第 2 条改正：23 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給額の改定（第 6 条第 2 項関係）

6 月【現行】100 分の 195 ⇒ 【改正案】100 分の 190

	議員報酬	役職加算	改正前	改正後	差額(-)
議 長	623,000 円	100 分の 20	1,457,820 円	1,420,440 円	37,380 円
副議長	538,000 円	100 分の 20	1,258,920 円	1,226,640 円	32,280 円
議 員	490,000 円	100 分の 20	1,146,600 円	1,117,200 円	29,400 円

12 月【現行】100 分の 200 ⇒ 【改正案】100 分の 205

	議員報酬	役職加算	改正前	改正後	差額(+)
議 長	623,000 円	100 分の 20	1,495,200 円	1,532,580 円	37,380 円
副議長	538,000 円	100 分の 20	1,291,200 円	1,323,480 円	32,280 円
議 員	490,000 円	100 分の 20	1,176,000 円	1,205,400 円	29,400 円

【改正手法】

施行期日が異なることにより、段階的な改正を行う（法律及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同じ。）。

【施行期日】

- ① 第 1 条改正（12 月分期末手当） 公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
- ② 第 2 条改正（23 年度以降の 6 月分及び 12 月分期末手当） 平成 23 年 4 月 1 日